

諮問日：平成29年7月25日（平成29年度（最情）諮問第46号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最情）答申第58号）

件名：司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が記載された文書の不開示  
判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定手続が書いてある文書と解され、これに該当する文書として事務フローや事務処理に関するマニュアル等が考えられる。しかし、謝金の決定手続は、支給調書を起案し、司法研修所長の決裁を受けて具体的な支給額等を決定する簡易な事務手続であるから、事務フローや事務処理に関するマニュアル等を作成する必要はない。

したがって、本件開示申出文書は作成し、又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年12月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出及び本件苦情申出の内容からすれば、本件開示申出文書は司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定手続が書いてある文書と解されるどころ、最高裁判所事務総長の説明によれば、謝金の決定手続は、支給調書を起案し、司法研修所長の決裁を受けて具体的な支給額等を決定する簡易な事務手続であるから、事務フローや事務処理に関するマニュアル等を作成する必要はないとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人